

法律相談



相続、5

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 堯爾

1、特別受益について

設例として、被相続人X、その子A、B、CおよびD（全員嫡出子として相続分＝相続の割合は均等）があり、問題を単純化するために被相続人Xの妻Yは既に死亡して不在とします。

Xの遺産は7,200万円相当。Aは遺言で1,200万円相当の有価証券が遺贈されており、Bは結婚のときに嫁入り支度で600万円相当額（現在価格に換算。以下同じ。）を貰っている。Cは1,000万円の事業資金を被相続人から生前に贈与されており、Dは生前贈与も遺贈もなしです。

この場合、Xの遺産（Aへの遺贈分を除く。）6,000万円（相当）。これを均等な相続分にしたがって四等分するというA・B・Cの主張が認められるか、あるいはどう分けるのが公平化というのが特別受益の問題です。

2、民法第903条第1項は「共同相続人中に、被相続者から、遺贈を受け、または婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定（法定相続分、代襲相続分、指定相続分の規定）によって算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。」と定め、第2項で「遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。」と定められます。これにより、原則的には相続人の中の公平がはかられることとなります。

3、具体的な計算方法を申し上げます。

まず、相続財産を、相続開始時（＝被相続人死亡時）の時価で評価します。その結果、上記7,200万相当とさ

れました。次いで、生前贈与されたものも相続開始時で時価評価します。現金で生前贈与された場合も時価にスライドさせます。そうすると、推定される相続財産（遺産）の価格は、8,800万円になります。

$$\begin{aligned} & \text{¥}72,000,000 + \text{¥}10,000,000 \\ & \quad + \text{¥}6,000,000 = \text{¥}88,000,000 \end{aligned}$$

これを四等分すると、各2,200万円づつ。これが、各相続人の本来の相続分です。

$$\text{¥}88,000,000 \times 1/4 = \text{¥}22,000,000$$

これから、A・B・Cが生前贈与または遺贈された評価額（現在価格）を控除すると、

$$\begin{aligned} \text{A: } & \text{¥}22,000,000 - \text{¥}12,000,000 \\ & = \text{¥}10,000,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B: } & \text{¥}22,000,000 - \text{¥}6,000,000 \\ & = \text{¥}16,000,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{C: } & \text{¥}22,000,000 - \text{¥}10,000,000 \\ & = \text{¥}12,000,000 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{D: } & \text{¥}22,000,000 - \text{¥}0 \\ & = \text{¥}22,000,000 \end{aligned}$$

となり、これが、相続開始時（X死亡時）に存した相続財産を各相続人が現実に取得することになります（ただし、Aは、遺贈された1,200万円相当および相続財産から遺贈分を差し引いた上記1,000万円相当の合計2,200万円）。

4、ところで、左記民法第903条の第3項に次の定めがあります。すなわち、「被相続人が前二項の規定と異なった意思表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。」。この意味については数字を示しながら次回に述べます。そのほか、特別受益に関してももう少し申し上げたいことがあります。